

役員の給与及び退職手当の支給の基準

平成31年4月1日現在

当基金においては、平成14年3月15日の閣議決定「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」を踏まえ、役員の給与及び退職手当の支給基準を以下のとおり定めています。

1. 給与

給与の種類	支給基準等
俸給	理事長 月額 672,000円 理事 月額 549,000円
期末手当	{俸給月額 + (俸給月額 × 0.25) + (俸給月額 × 0.20)} × 支給率(※) (※) 支給率：年3.35ヶ月

2. 退職手当

退職時における俸給月額 × 10.4625 / 100 × 在職期間（月数） × 業績勘案率（※）

（※）主務大臣が0.0から2.0の範囲で当基金の業績に対する評価に応じて決定する率